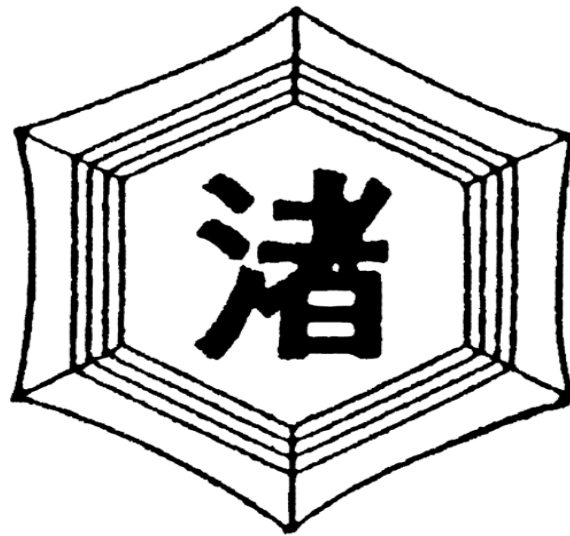


令和8年度  
枚方市立渚西中学校



危機管理マニュアル

I	事件・事故への基本的な考え方	・・・ 1
II	事件・事故への具体対応策	・・・ 2
III	不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル	・・・ 8
IV	緊急時の対応	・・・ 9
V	校区安全マップ	・・・ 10
VI	いじめ対策委員会・年間計画等	・・・ 11
VII	虐待防止マニュアル	・・・ 12
VIII	プール使用マニュアル	・・・ 13
	台風の接近等による枚方市立幼稚園・小学校・中学校の臨時休園・臨時休業について【令和8年度版】	・・・ 14
	地震発生時における学校の対応について	・・・ 15

# I 事件・事故への基本的な考え方

## 1 学校における危機管理とは

学校では生徒の心身の安全に配慮して教育活動を行っているが、事故（体育や部活動など）、犯罪被害（不審者など）、交通事故など予測できない事件・事故が多様に発生している。その際、適切な対応がなされていないと、子どもの成長に影響を与えたり、保護者・地域の信頼を失ったりしてしまう。

学校の実情に応じて想定される危険を明確にし、危険等発生時にどう対処し、いかに生徒の生命や身体を守るかを事前に定め、組織的・計画的に行動するものとする。ただし、事態は常に変化していくので、状況に応じて臨機応変に対応が求められる。

## 2 危機管理の種類

予測される事態（起きていないことも含む）、本校で起きた過去の事例から、危機管理は、危機管理の種類をおおむね次のものに分類できると考え、事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定して行動する。

事前（予防）に重点をおき、対応時には事後の危機管理で生徒の心のケア等につながることを意識して対応する。

- 自然災害（地震、火災、風水害等）
- 学校事変（教育活動中の事故、施設・設備のトラブルによる事故、休憩時間の遊びに関する事故等）
- 食中毒・流感・伝染病等
- 盗難・不審者等の侵入
- 教職員に係わる事件・事故（子どもへの体罰や暴行・セクハラ、行方不明、非行、公務災害等）
- 子どもに係わる事件・事故（教師への暴行、非行、家出、自殺等）
- その他（人間関係のトラブル、苦情電話、指導上のトラブル）

### (1) 予防のための危機管理

想定される生徒の諸問題や事件・事故に対する事前の対応策を考え、事態が大きくなるように図る。

#### ア 早期発見のための点検・調査

- ・不登校、いじめ、非行、問題行動等 — 日常的、定期的な観察、アンケート等による状況把握
- ・故障した設備の修繕、注意喚起

#### イ 日常の教育活動の点検

- ・生徒の自己肯定感を高める視点で、学級集団づくり、授業づくり、学級活動、学校行事を実施することで、問題行動を減らしていく

#### ウ 組織的に動く体制の確立

- ・本校では生徒指導部を中心に、問題事象に組織的に対応する
- ・生徒にかかわることについては、教職員1人で抱え込まず、複数の対応で情報を共有する

### (2) 発生後および事後対応の危機管理

#### ア 情報の収集・集約

- ・教職員の経験のみならず、法的な根拠をもとに対応することを確認する。

#### イ 報告・連絡

- ・情報を集約・整理し、教育委員会への報告を行い、必要な指示を受けること。事後に最悪のことを想定し、学校としてすべきことを実施すること。

#### ウ 情報の発信

- ・問題事象が発生時には、保護者をはじめ解決に向けての進行状況を必要に応じて提供すること。生徒第一の視点を忘れずに、誠実に情報を出すこと

#### エ 記録の作成

- ・学校が対応してきたことを時系列に記録し、発生後の対応・指導に不備がなかったかを確認・点検する。

#### オ 事後指導・対応

- ・問題が発生後には、対象生徒及び事後指導が必要となるので、保護者等への事後報告、指導の協力依頼を早急に丁寧に行う。また、事件・事故に伴い学校の指導の在り方、教室の運用方法の改善など見つめ直しを行う。

#### カ 再発防止のための手立て

- ・生徒の心のケア、再発防止を考え、状況に応じて関係機関・専門機関に協力を要請する。

## II 事件・事故への具体対応策

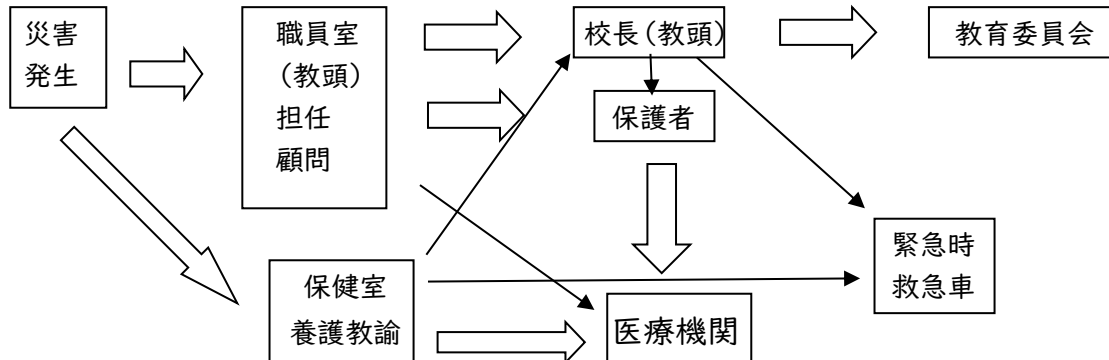
### 1 平常時の処置

教育環境の整備、改善

・危険物、危険箇所の除去

気付いたときに速やかに修繕、立ち入り禁止をする

### 2 事故等発生時の対応、救急及び緊急連絡体制



・事件・事故発生(発見者)

- (1) 生徒の安全確認
- (2) 発生した事態・状況の把握
- (3) 傷病者の状況の確認(意識・心拍・呼吸・出血等)
- (4) 心肺蘇生法等の手当
- (5) 協力者要請や指示

#### ① 枚方警察署

IP 電話の短縮ダイヤル 9076(生活安全課少年係)または 0-072-845-1234

#### ② 各医療機関

片瀬医院・市立ひらかた病院・佐藤病院・有澤総合病院・田中外科

※連絡先は、職員室後方掲示板に記載。

※事故・事件発生時によって、治療・診察ができない場合があるので、連絡をすること。

※必要に応じて、救急車を要請する。

#### ③ 生徒搬送(タクシーチケットを活用)

- ・京阪タクシー, 日本タクシー, トンボタクシーに連絡する。
- ・枚方市学校園安全互助会のタクシー乗車券(共通)を持参(職員室後方保健ロッカー上に保管)する。
- ・班相互、保健主事に報告する。

#### ④ 事件・事故発生時の記録

- (1) いつ (2) どこで (3) 何が起きた(事件か事故) (4) 被害(生徒か職員)
- (5) 加害 (6) 継続中かどうか (7) 報告者名 (8) 電話番号

#### ○緊急時の職員の役割

校長・教頭: 救急車の要請・教育委員会や関係機関への連絡

生徒指導主事: 事件・事故の状況把握・集約

学級担任: 校長・教頭への報告・家庭への連絡

部活動顧問: 養護教諭不在の場合は、校長・教頭への報告や家庭・医療機関への連絡

養護教諭: 生徒の応急処置・学級担任と連絡を取り処置する

#### ○緊急時の連絡

緊急時専用 chat を活用し、全教職員に連絡が行き届くようにする。

### 3 個別の危機管理

#### (1) 交通安全

##### 【予防】

- ・本校周辺は田畑が広がる地域であり、私道の農道や生活道路が混在している。  
これらの道路は歩道や路側帯が未整備な箇所が多く、見通しの悪いカーブや用水路に隣接する区間も見られる。
- ・下校時の交通安全指導（農道・私道における歩行指導）
  - ①道路の端を一列で歩くことを徹底し、横に広がって歩かない。
  - ②用水路や側溝付近では、ふざけて走ったりしない。
- ・通学路点検と関係機関・地域との連携
  - ①年度当初及び必要に応じて、通学路上の危険箇所（農道、私道、見通し不良箇所等）を点検する。
  - ②私道についても事故防止の観点から危険箇所として把握し、地域や保護者と情報共有を行う。
  - ③必要に応じて、警察署や関係機関へ相談し、助言を得る。
- ・自転車安全教室の実施（1年生 枚方警察）

##### 【事故発生時の対応】

- ①事故発生時は、現場の安全確保、救急要請、管理職への連絡を最優先とする。
- ②事後は、指導内容や通学路の見直しを行い、再発防止に努める。

#### (2) 地震に対する危機管理

- ア 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休業の措置をとるので、市ホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- イ 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所の確認をする。
- ウ 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて対応する。  
（詳しくは枚方市及び学校のホームページ・学校ブログで確認）

##### 【予防】

- ・避難場所と避難経路の確認
- ・押さない! 走らない! しゃべらない! もどらない! 近寄らない! の原則を貫く。
- ・避難訓練  
年に1度は地震を想定した訓練を実施する。地震は通常の教室だけでなく、特別教室でも遭遇することを想定させた身の守り方（頭部）を実践させる。

##### 【発生時の対応】※学校における避難過程

- ・丈夫な机に身をかくす。（あわてて戸外へ飛び出さない）
- ・通報を聞く、又は関知したらすぐに頭部を守り、机より身体を低くする。  
火の始末をする。→ガス栓をしめる。  
担当の教師の指示により、避難を開始する。
- ・帽子等をかぶる頭部を守りながら、校舎の軒下をさけて避難場所へ移動する。
- ・教師は、出席記録表を持って最後につづく。  
人員点検及び人数確認。
- ・担任・授業担当者は、人員を掌握し、異常の有無を各学年主任へ報告。
- ・学年主任は、学年の異常の有無を教頭に報告。

#### (3) 火災の危機管理

##### 【予防】

- ・その対策を練り、常に安全のための訓練を行うとともに、火気、電気、薬品等の取り扱い設備には細心の注意を払い、学校内のプールの満水に留意し、消化器等の充実に努力する。又校内の各消火栓が使用可能かどうか点検する。
- ・避難訓練  
年に1度、火災発生場所を指定して実施。火災発生場所次第で通常の避難経路とちがう経路になることを想定した避難経路をとれるか確認する。

## 【発生時の危機対応】

### 心得

- ・出火を発見したらすぐ119へTEL(火元の町名、番地、目標を告げる。)学校所在地(枚方市渚西3丁目25番1号)、学校代表電話(050-7102-9250 非常電話 072-847-8603)を告げられるように覚えておく。
- ・消化器の点検(出火より3分間以内初期消火活動をめざす。)
- ・避難は敏速に行う。
- ・あらかじめ避難場所と避難経路(2カ所以上)を確認しておく。
- ・煙に注意する。ハンカチを口と鼻にあて、呼吸を小さく姿勢を低くして急ぐ。(煙は上に3~5m/sec 横に0.5~1m/sec)で避難する。
- ・配慮が必要な人、お年寄りに対する援助を考えておく。

## ○火気・危険物・電気・ガス等の管理担当者

1. 全般の防火管理	(鳥井)	22. 吹奏楽部室	(菊本)
2. 校長室	(棧敷)	23. 視聴覚室(第1)	(井本)
3. 職員室	(鳥井)	24. 視聴覚室(第2)	(菊本)
4. 休養室	(鳥井)	25. PTA室	(鳥井)
5. 保健室	(加来)	26. 心の相談室	(橋谷)
6. 相談室	(橋谷)	27. 各クラス教室	(各担任)
7. 進路相談室	(濱口)	28. 生徒会室	(藤岡)
8. 印刷室	(西谷)	29. 卓球部室(第1・第2)	(橋谷)
9. 校務員室	(高嶋)	30. 多目的室	(橋谷)
10. 会議室	(川久保)	31. 英語教室(第1)	(中村)
11. 放送室	(本田)	32. 英語教室(第2)	(石橋)
12. 職員更衣室	(井本・横山)	33. 数学教室	(濱口)
13. 理科室(第1・第2)	(高橋)	34. 美化堂繕室	(石橋)
14. 理科室(第3)	(川久保)	35. 通級指導教室	(武本)
15. 美術室(第1・第2)	(本田)	36. 給食配膳室	(東出)
16. クラブ室	(横山)	37. 体育館	(井本)
17. 教具室	(西谷)	38. 技術棟(木工・金工室)	(児玉)
18. 被服室・調理室	(児玉)	39. 体育倉庫	(小畦)
19. 学校図書館	(高橋)	40. プール	(横山)
20. サプリルーム	(菊本)	41. ふたば①~③	(山内)
21. 音楽室	(菊本)	42. 生徒更衣室	(橋谷・武本)

### ・火災発生の場合

- ①教科担当でグラウンドまたは体育館へ誘導する。 ②安全が確認された後、事後の指示を行う。

### ・地震発生の場合

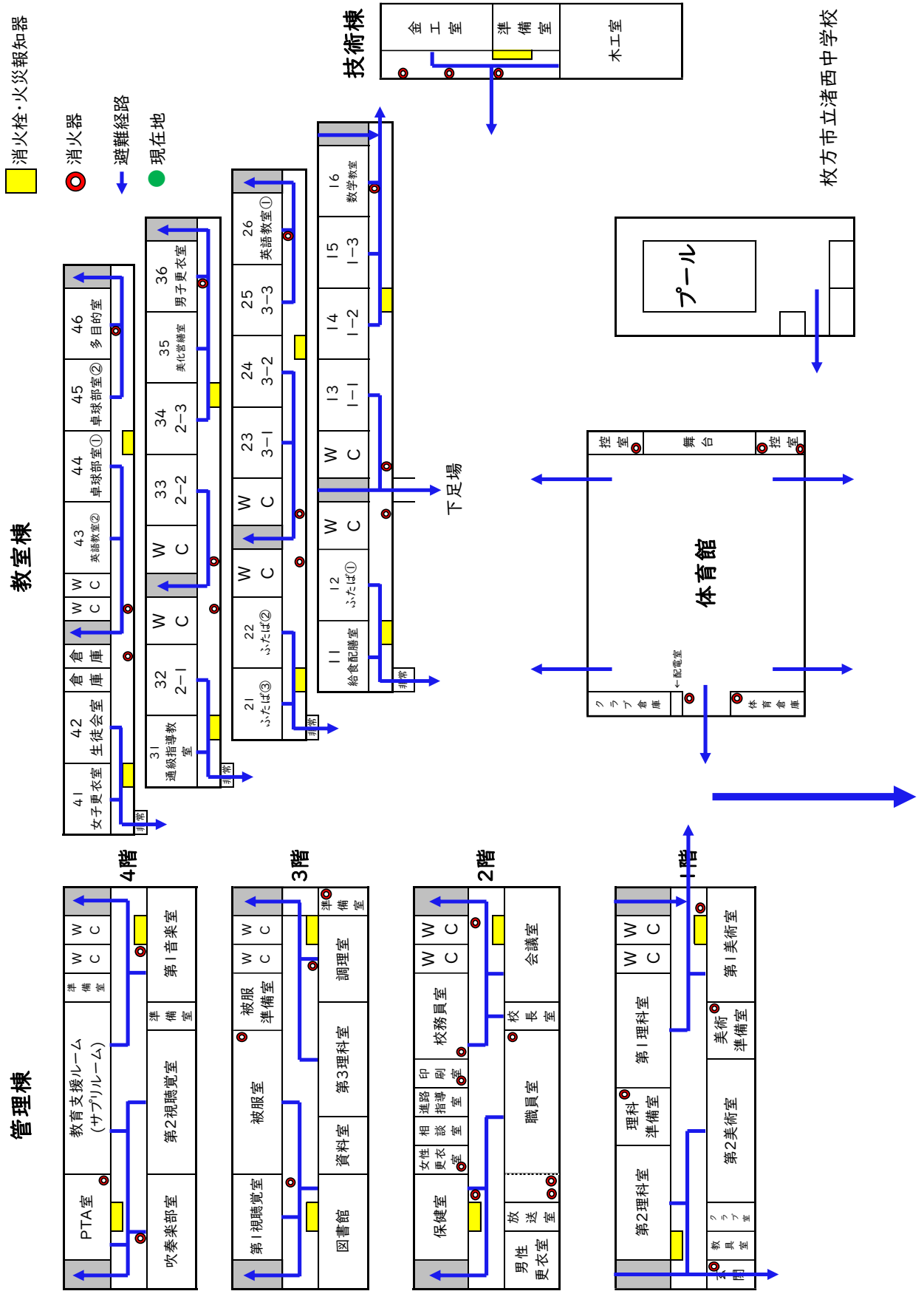
- ①直ちに机の下に身を隠す。  
②火災発生時に準じて、グラウンドまたは体育館へ誘導し、安全が確認された後、事後の指示を行う。

・Jアラートの場合

①教室待機の後、体育館へ誘導する。

②安全が確認された後、事後の指示を行う。

# 非常災害時など緊急避難経路

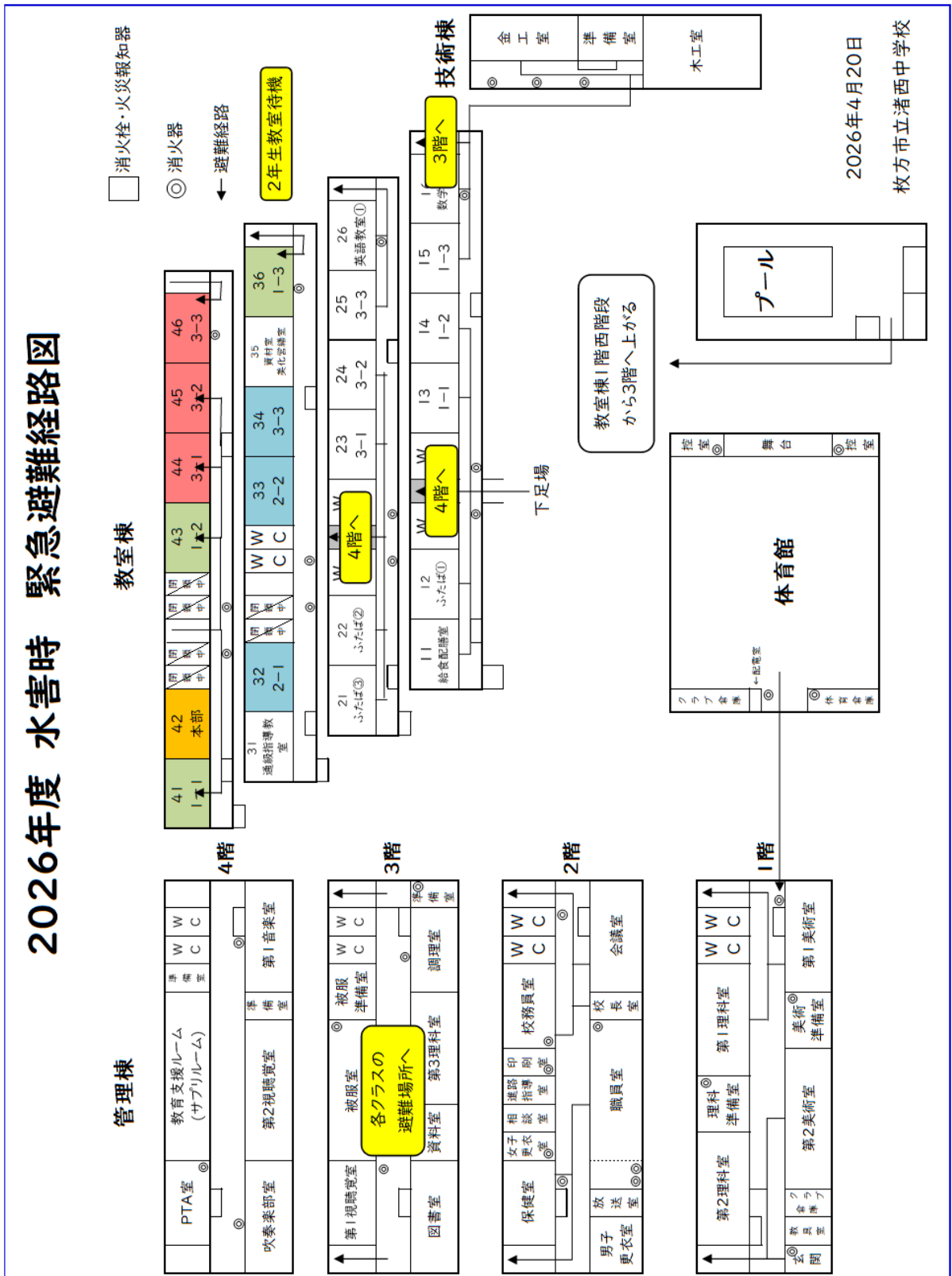


(4) 気象警報発表に伴う危機管理

特別警報および暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・洪水警報が気象庁より発表されている場合は解除されるまで、生徒は自宅待機とする。また在校中に発表された場合は、風の強度・雨量・校区内道路の状況等を十分勘案して安全確保に努め、下校させる、校内に待機させるなど、適切な措置を講じる。

(5) 大雨による河川氾濫による洪水時の避難確保計画

- ①この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的として計画する。
- ② 地震の影響や大雨によって淀川が氾濫し、学校敷地内に大量の水が流れ込むような突発的な非常事態においては、校内にて避難する。



③洪水時の避難先は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。  
 (避難場所) 枚方市立殿山第一小学校 (移動距離) 1070m (移動手段) 徒歩

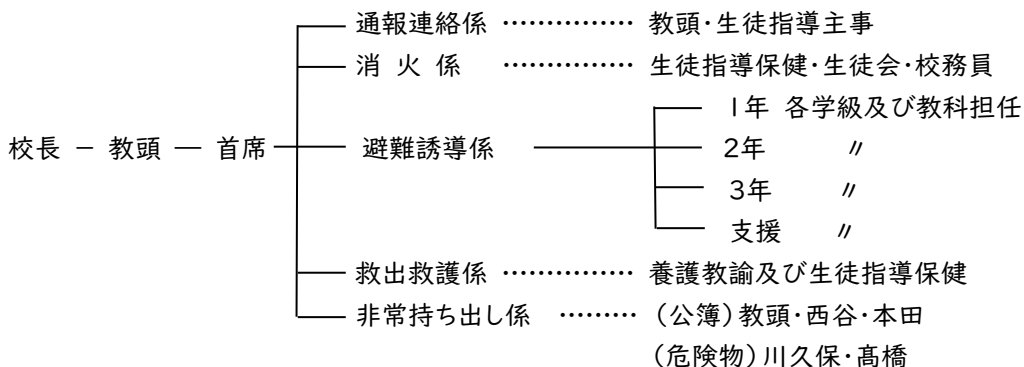


(6) 非常措置

非常事態出現に際しては、直ちに関係当局に急報するとともに、校長、教頭を中心として時機に適した対策を講ずるが、教職員・生徒は一応の分担により平常より訓練を実施する。

○避難訓練の実施

・火災、地震及び不審者侵入に対する避難訓練を実施する。



・地震の影響や大雨によって淀川が氾濫し、学校敷地内に大量の水が流れ込むような突発的な非常事態に対する避難訓練を実施する。

総指揮・講評	校長
非常ベル・放送・消防署への届け	教頭・西谷
災害等緊急時個人情報確認表の持ち出し	教頭・西谷
避難引率	授業担当者
避難経路の確保・誘導	菊本・辻本・川久保・橋谷・高橋・武本
救護	養護教諭・児玉・山内・小畦・崎山・中村
搬出	本田・徳光・濱口

### Ⅲ 不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル

#### 1. 校内における安全管理体制

##### (1) 門扉の開閉・施錠について

- ① 正門以外の通用門・裏門はすべて、常時施錠する。
- ② 正門は登下校時のみ開閉し、その他の時間帯は閉門する。

##### (2) 来校者への対応

- ① 来校者は、職員玄関で受付簿に必要事項を記入した後、来校者証の名札をつける。
- ② 本校が各種会議・会合の会場になる場合、校門・職員玄関付近にて受付を行い、来校者証の名札を渡すとともに、保護者の名札を確認する。

##### (3) 来校者証等の携帯・提示

- ① 教職員は、常時職員証をつける。
- ② 来校者は、職員玄関で受付簿に必要事項を記入した後、来校者証の名札をつける。
- ③ 本校が各種会議・会合の会場になる場合、校門・職員玄関付近にて受付を行い、来校者証の名札を渡すとともに、保護者の名札を確認する。

##### (4) 不審者への対応

- ① 「ご用件は何ですか」などの声かけをする。
- ② 呼びかけに応じない場合は、避難体制がとれるように応援を求める。
- ③ 生徒に近づけないよう、安全を確保しながら校外へ誘導する。

##### (5) 校内外の巡視体制の確立

###### ① 教職員による巡視体制

- (a) 登下校時の通学路の巡回・巡視を随時行う。
- (b) 校内巡視はできるだけ複数の教職員で行い、異変発見の際は巡視者自身の危機回避に努めるとともに、不審者に退去を求め、退去確認後は、すみやかに管理職に報告する。

###### ② 保護者・地域の協力を得た巡視体制

- (a) 保護者 (PTA)・地域教育協議会・地域関係機関との連携のもと、通学路の巡視活動を通して、生徒の安全確保に努めていく。

##### (6) 安全教育の充実・点検

- ① 全校集会・学年集会等を通じて、生徒および教職員に対し、安全生活の確保についての心構えを喚起・啓発する。
- ② 関係諸機関との日常的な連携を図り、事件事故を想定した避難訓練、防犯・救急救命法等の講習会を実施する。

#### 2. 緊急時の対応と被害拡大防止への取り組み

##### (1) 侵入者発見時の対応

- ① 教職員の退去の指示に従わない場合、まずはナイフ等の凶器の所持を確認する。
- ② 生徒・教職員に危害を加えている場合、
  - (a) 大声を出す・笛を鳴らす等により、事態の緊急性を周囲に知らせる。
  - (b) 職員室への通報 (教職員等による速やかな連絡)
  - (c) 速やかに管理職に状況を報告し、指示を受ける。
  - (d) 必要な場合は、非常ベルを鳴らす。

##### (2) 侵入者への対応

被害の拡大を防止するため、侵入者を刺激するような言動は避け、事態の沈静化に努める。

- (a) 管理職の指示により、複数の教職員で対応し、侵入者を生徒から遠ざける方向で誘導するように試みる。
- (b) 状況の推移を逐一管理職に報告する。

- (c) 侵入者の隔離に努めると同時に、必要があれば、校内放送やハンドマイク等を駆使して緊急避難放送を行う。
- (d) 安全な場所(例:体育館・各教室等の内側から鍵を閉めることができる場所)に生徒を誘導・避難させ、負傷者等の有無を確認し、管理職に報告する。
- (e) 管理職が警察に連絡し、出動を要請するとともに、速やかに教育委員会に報告する。

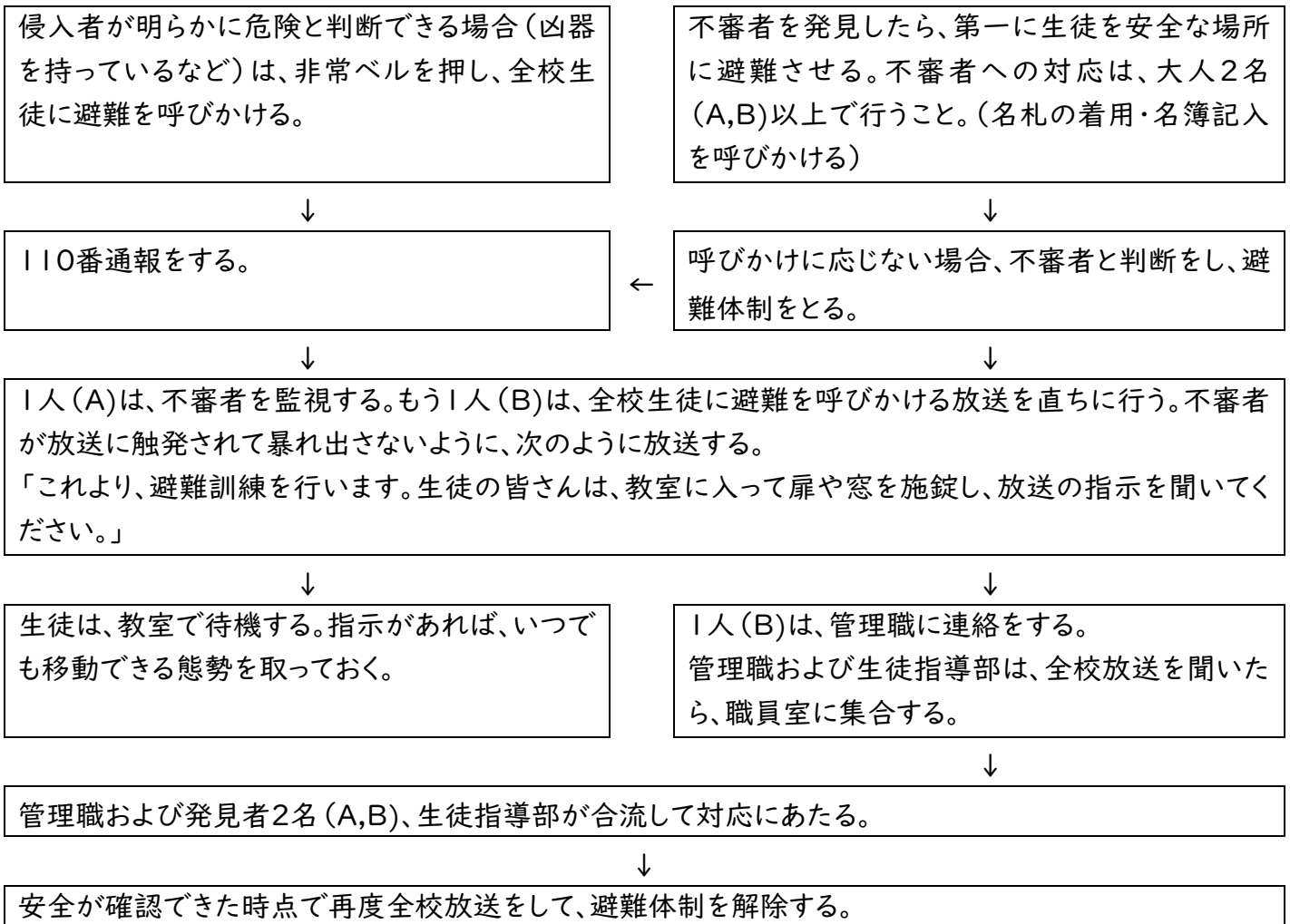
(3) 負傷者の処置

- ① 軽症者の応急処置は、保健室にて行う。
- ② 必要と判断する場合、保健主事・養護教諭は医療機関へ緊急連絡をする。
- ③ 負傷した生徒の保護者に連絡する一方、教職員が付き添って病院に搬送する。
- ④ 重大な事態が生じた場合は、救急車の出動を要請する。

(4) 事件・事故後の取り組み

- ① 事件・事故発生に伴い、対策本部を設置し、事後の対応や措置を適切に行う。また、事件・事故の経過について、時系列で記録するとともに、報道関係への情報提供の窓口を設置する。
- ② 継続して、生徒に危害が加わる可能性がある場合、PTA・地域等と連携をとり、教職員の引率のもとに、緊急で集団下校を行う(生徒および教職員に緊急集団下校時の班割りを徹底しておく)。また、保護者が不在の場合は、連絡がとれるまで学校で待機させる。
- ③ 保護者集会・地域集会等を開催し、必要な情報を提供するとともに、今後の取り組みの一層の充実に向け、協力・支援を要請する。
- ④ 被害を受けた生徒・保護者に対して、関係諸機関・スクールカウンセラー等との連携により、メンタルケアに努める。

## IV 緊急時の対応



## V 校区安全マップ



緊急下校時(担当場所:教職員)

1 (LIFE 前交差点): 武本・加来

3 (ローソン交差点): 濱口・菊本

5 (かささぎ橋交差点): 川久保・児玉

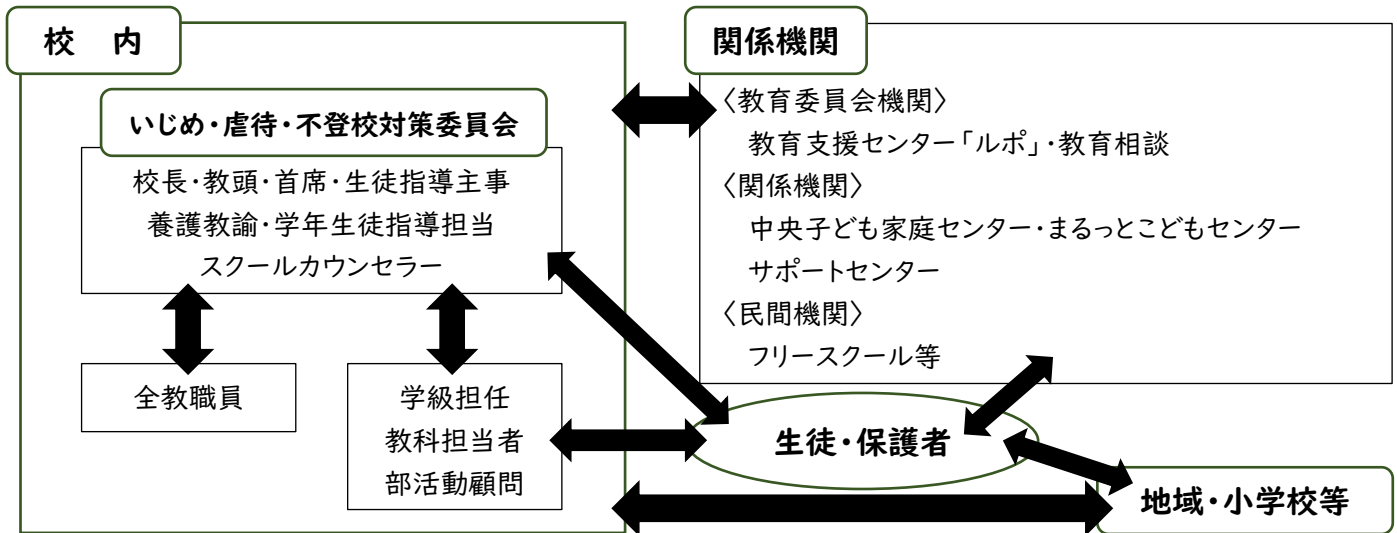
2 (三栗交差点): 中村・辻本

4 (なぎさ高校前): 橋谷・本田

★: 交番

## VI いじめ対策委員会・年間計画等

### ○組織図



### ○主な活動

- ①いじめの早期発見に関すること (いじめアンケート・取り組み評価アンケート・教育相談等)
- ②いじめ防止に関すること
- ③いじめ事案に対する対応に関すること
- ④いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること
- ⑤いじめ対策について、計画 (P)・実行 (D)・評価 (C)・改善 (A) サイクルを活用し、リスク低減を継続的に行う

### ○開催

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

#### 緊急対応会議

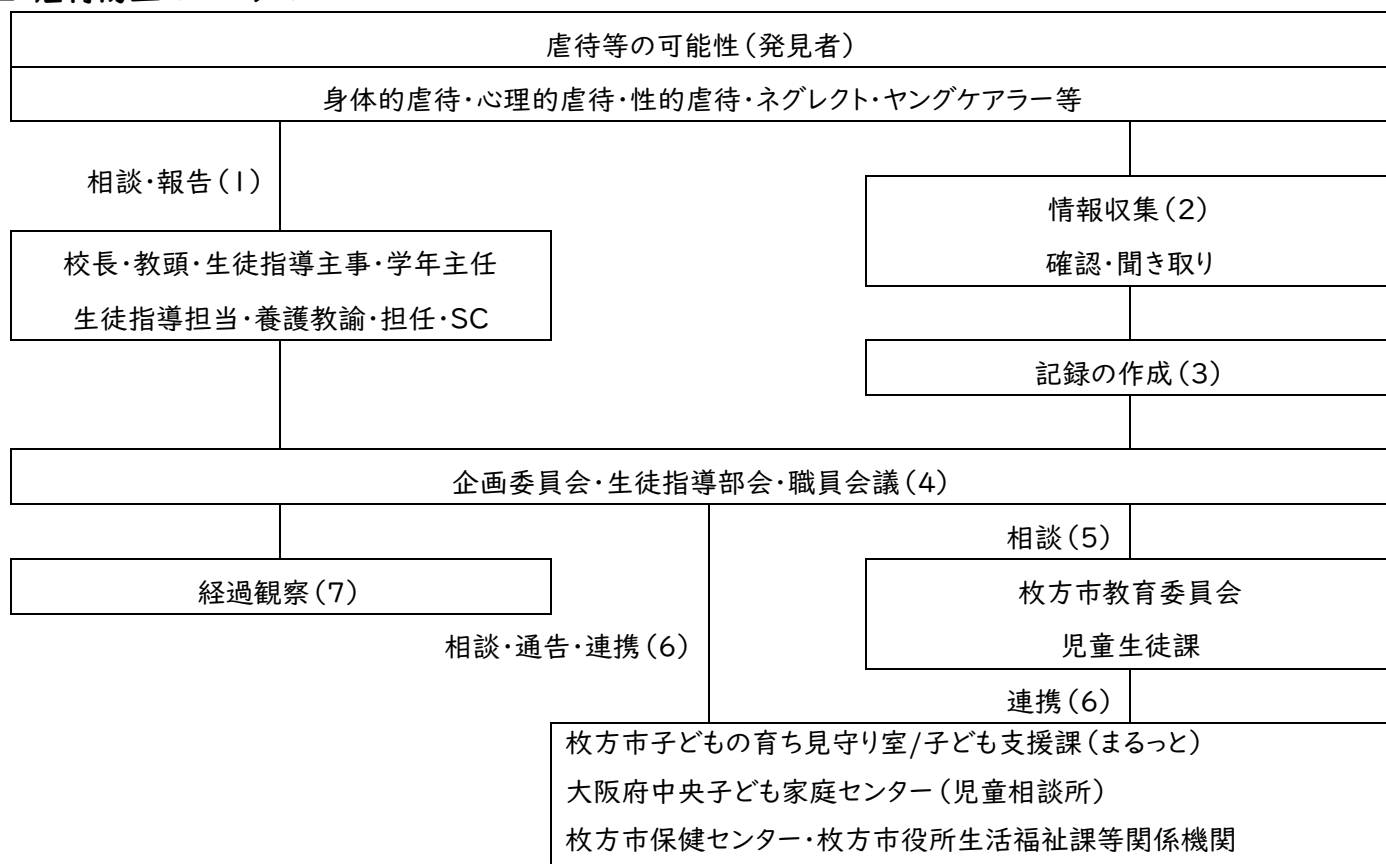
- ◆いじめ事案発生時には、必要に応じて「いじめ対策委員会」の構成員に次のメンバーを加えて対応にあたる。
- 学年主任・関係教員・支援教育コーディネーター・その他関係機関等

#### 年間計画

- 4月 登校指導 (春の交通安全指導)・学級や学年での人間関係づくり・年間計画の作成
- 5月 情報リテラシー学習・学校生活アンケート・携帯 SNS アンケート (→教育相談)
- 6月 教育相談
- 7月 学期末懇談・1学期の振り返り
- 8月 職員研修
- 9月 登校指導 (秋の交通安全指導)・行事を通しての人間関係づくり
- 10月
- 11月 学校生活アンケート→教育相談
- 12月 学期末懇談
- 1月 登校指導
- 2月 学校生活アンケート→教育相談
- 3月 総括・次年度課題の検討→PDCA サイクルを構築する

適宜、生徒・保護者への啓発活動を行う。

## VII 虐待防止マニュアル



- (1) 相談・報告 虐待問題は、職員全体で考えていくことが大切である。管理職・生徒指導主事・学年主任に、相談・報告をしましょう。
- (2) 情報収集 できるだけ複数で対応し、記録(※具体的内容・時期・家庭状況・発育状況・出席状況など)に残す。また、場合によって、民生児童委員・主任児童委員・関係機関からも情報収集を行う。
- (3) 記録の作成 子ども虐待の把握・相談受理記録票を作成する。
- (4) 企画委員会  
生徒指導部会  
職員会議 学校において共通理解を図り、対応について協議する。その際、必要な上方は共有するが、個人情報には十分注意することが必要である。(個人情報保護の観点や守秘義務)
- (5) 相談 教育委員会に相談を行う。
- (6) 相談・通告・連携 児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律において、虐待対応の中核的機能として位置づけられる関係機関に、相談・通告を行う。相談・通告は関係機関と連携して子どもを支援していくことになる。
- (7) 経過観察 引き続き、経過観察を継続していく。

## Ⅷ プール使用マニュアル

### ○施設管理

- 1) プール使用期間中は、プールに関連する施設(更衣室・トイレ・プールサイドなど)・設備(濾過器など)について、常時安全確認を実施する。
- 2) プール使用時においては、必要な指導者等を配置するなど、事故防止のための監視体制の充実を図る。
- 3) プール使用中に、排水口の鉄蓋・吸込み金具がはずれた状態を発見したときには、直ちにプールの使用を中止し、生徒の安全確保に努めるとともに、管理職に報告する。
- 4) 排水の際、排水口付近に生徒を近づけない。
- 5) 清掃後、一日天日干しをしてから給水を行う。(天候により、できない場合もある)

### ※毎日の点検

- ①濾過器は毎日洗浄し、薬品を投入するとともに、水面が濾水吹出口より上になってから作動させる。
- ②気温・水温を計測する。
- ③プールサイド・水面の観察を行う。
- ④コースロープ・すのこ・ベンチ・ビート板の点検を行う。

### ○安全指導

- 1) 水泳指導が始まる前には、健康調査・事前指導を行う。
  - 2) 眼科等の疾患がある場合は、事前に受診しておくように指導する。
  - 3) 入水前後は、体調の把握と準備運動・シャワーを充分に行う。
  - 4) 指導中は、常に人数確認を行う。
  - 5) 緊急事故発生の場合は、速やかにプールサイドに上げ、必要ならば心肺蘇生法等の処置を行う。同時に養護教諭・職員室に連絡し、救急車を要請する。
- ※5)については、「危機に対応する連絡体制」に基づき、迅速に対応する。

### [プール日誌]

- [1] 消毒剤使用状況使用薬剤名
- [2] プール使用前確認事項(残留塩素は、プール水使用前及び使用中1時間に1回以上測定)
- [3] 附属施設設備等の管理・使用状況
- [4] 安全確認
  - 排水口の鉄蓋, 金網のネジ, ボルトの固定状態適・不適
  - 取り入れ口の鉄蓋, 金網のネジ, ボルトの固定状態適・不適
  - プール周辺の柵の状態適・不適

台風の接近等による枚方市立幼稚園・小学校・中学校の臨時休園・臨時休業について【令和8年度5月版】

1. 枚方市に「レベル4以上の各種警報」、「特別警報」のいずれか一つでも発表された場合

○午前7時発表中

- ・臨時休園・臨時休業となります。

登園・登校後に発表された場合

- ・状況が判断できるまで、原則として学校園に待機となります。

2. 枚方市に「レベル3 氾濫警報」、「レベル3 大雨警報」、「レベル3 土砂災害警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」のいずれか一つでも発表された場合

○午前7時までに解除

- ・通常通りの授業を行います。

○午前7時に発表中

- ・登園・登校せずに、自宅で待機してください。

○午前7時～9時に解除

- ・小学校は2時限目から、中学校は3時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。(小学校・中学校とも、給食があります)

○午前9時に発表中

- ・登園・登校せずに、自宅で待機してください。

○午前9時～10時に解除

- ・小学校は3時限目から、中学校は4時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。
- ・小学校では、4時限目終了後に下校となります。(給食はありません)
- ・中学校では、登校後は通常通りの授業を行います。(給食があります)

○午前10時に発表中

- ・幼稚園は臨時休園、小学校は臨時休業となります。
- ・中学校は登校せずに、自宅で待機してください。

○午前10時～正午に解除

- ・中学校は5時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。(給食はありません)

○正午に発表中

- ・中学校は臨時休業となります。

登園・登校後に発表された場合

- ・原則、各学校園に待機します。
- ・幼稚園は保護者の方にお迎えをお願いする連絡をしますので、よろしくお願いします。
- ・学校が雨量の状況をふまえながら、通学路の安全確認を行うとともに、避難指示の発令等の諸般の事情を勘案し、子どもの安全の確保が確認できたら、小学校は引き渡し下校を、中学校は複数生徒による下校をします。なお、下校開始時刻等は、学校園が活用している連絡ツール(まなびポケット・コードモン等)でお知らせします。

3. 上記以外の対応になる場合

- ・学校園が活用している連絡ツール(まなびポケット・コードモン等)でお知らせします。

台風接近時の対応(令和8年5月版)対応表

		特別警報・レベル5 各種特別警報 レベル4 各種危険警報					
時刻	幼稚園	小学校			中学校		
7:00	● 休園	● 休業			● 休業		
		レベル3 氾濫・大雨・土砂災害警報 暴風警報・暴風雪警報					
		発表中			解除中		
時刻	幼稚園	小学校	中学校	幼稚園	小学校	中学校	
7:00	● 待機	● 待機	● 待機	● 通常	● 通常	● 通常	
9:00	● 待機	● 待機	● 待機	● 園から登園時間を連絡	● 2限目から登校【給食あり】	● 3限目から登校【給食あり】	
10:00	● 休園	● 休業	● 待機	● 園から登園時間を連絡	● 3限目から登校【給食なし】	● 4限目から登校【給食あり】	
正午	● 休園	● 休業	● 休業	● 休園	● 休業	● 5限目から登校【給食なし】	

## 地震発生時における学校の対応について

- 1 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- 2 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)の確認をお願いします。
- 3 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。

状 パ タ ー 況 ン	震度5弱以上の地震が発生
登 校 前	<p style="text-align: center;"><b>臨時休業</b></p> <p>※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。</p>
登 校 中	<p style="text-align: center;">児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として登校</p>
在 校 時	<p style="text-align: center;">地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、 余震に備えて校庭へ避難 ⇒ <b>以降、臨時休業</b></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">児童・生徒の確認・保護</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">安否情報及び、下校について保護者へ連絡</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">【児童】保護者への引渡し 【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校(教職員引率)</p>
下 校 中	<p style="text-align: center;">児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として自宅へ</p>

※留守家庭児童会室の対応について

- ① 登校前から在校時までの間に震度5弱以上の地震が発生した場合、留守家庭児童会室は臨時休室とします。
- ② 留守家庭児童会室在室時に発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。
- ③ 三季休業中など(学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日)に発生した場合も、上表に準じた対応とします。

※児童は小学生、生徒は中学生を意味しています。